

## 競争条件不利性改善対策実施要領

### 第1 趣旨

農林水産物条件不利性解消事業補助金要綱(令和4年4月1日付農流第48号以下「要綱」という。)第3条第1項第1号の競争条件不利性改善対策の実施については、要綱の定めるところによるほか、本要領の定めるところによるものとする。

第1の2 要綱別表第1に定める県産農林水産物について、次のとおり定めるものとする。

1. 「その他の畜産物」は、一般社団法人日本畜産副産物協会が定める畜産副産物のうち食用に供する畜産副産物(骨、副生物)を含むものとする。ただし、原皮については、食用に供する限り、これに含まれるものとする。
2. 「その他の畜産物」は、山羊の肉(ヒージャー肉)及び副産物を含むものとする。また、60日以内に食肉等として処理されることが確認(と畜の証明)できる山羊は、畜産物として取り扱うものとする。
3. 「鮮魚等」におけるアーサ(ヒトエグサ)等の海藻類で、輸送形態により乾燥や塩蔵等が必要と認められる物を含むものとする。
4. 「モズク」には、塩蔵モズクを水洗い等により、塩抜きされた状態のモズクも含まれるものとする。

### 第2 計画の承認等

要綱第3条及び第4条については、次のとおり定めるものとする。

#### 1. 補助金の申請をしようとする者が充足すべき条件(交付申請の必要条件)

要綱第5条の交付申請は、次の各号に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 物流合理化計画を作成し、これを知事に提出して、その承認を受けること。
- (2) 申請をする年度の前年度出荷実績が、要綱の別表第5に定める出荷基準量を下らないこと。

#### 2. 物流合理化計画に関する事項

- (1) 計画は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準(以下「公正会計基準」という。)により作成された財務書類、又は経営上の合理的な見積り等に基づき、信義誠実の原則に照らして作成しなければならない。
- (2) 知事は、次に掲げる事項に適合するものであると認めるときは、1の(1)を充たしたものとみなす。
  - ア 記載の漏れがないこと
  - イ 作成主体の説明に合理性が認められること
  - ウ 要綱第2条第5項に照らし、物流合理化の具体的な取組み等が確認されること

#### 3. 要綱の別表第2の交付率に関する事項

- (1) 基本額は、鹿児島県の生産者における首都圏等への県外出荷に要する物流コストと比較して、公正な競争条件の平準化を図るため、沖縄の特殊事情に照らし、集配送料としての出荷物流コスト(生産地又は水揚げ地から集荷拠点まで)、及び配送物流コスト(着地である県外の物流配送拠点から配送先まで)を除いた輸送物流コストに関する差額相当分を措置するものとする。
- (2) 本事業の補助額は、要綱別表第6の例によるものとする。ただし、出荷実績が要綱別表第5のを下回ったときは、別表第5の2の例により、減額した補助単価に基づく補助額とする。
- (3) 補助金の算定根拠となる物流事業者からの請求書の宛名は、要綱第6条の交付決定を受けた者の名

義とする。ただし、知事が別に指示するときは、この限りでない。

- (4) 補助金の算定根拠となる輸送実績の数量は、物流事業者からの請求書に記載のある重量とする。ただし、知事が別に指示するときは、この限りでない。

### 第3 交付申請手続等

要綱第5条、第7条、第9条並びに第14条に関する事項については、次のとおり定めるものとする。

#### 1. 交付申請手続関係

- (1) 要綱第5条第1項により申請をする者(以下「交付申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付しなければならない(以下「添付書類」という。)

ア 納税証明(国税、県民税、市町村民税)

イ 印鑑登録証明(個人、法人)

ウ 法人登記事項全部証明書(所得税法に基づく個人事業者であるときは、この限りでない。)

エ 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類

オ 青色申告事業者であることを証する書類

カ 直近の税務申告書(受理が確認されるもの)及びその附属書類として次に掲げるもの

・法人の場合:法人事業概況説明書等の写し

・個人の場合:第一表及び事業所得の申告に附属する収支内訳書の写し

キ 補助事業者履行義務誓約書

ク 暴力団排除に関する誓約書

- (2) 要綱別表第4の食品流通事業体は、前項で定める添付書類を、それぞれの構成員ごとに添付しなければならない。ただし、消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類については、消費税法に基づき税務署長に提出され、適正に受理されたと確認できる「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」の写しとする。

- (3) 要綱別表第4の食品流通事業体は、前項のほか共同企業体協定書を添付しなければならない。ただし、要綱別表第4の(1)、(2)及び(3)を除くものとする。

- (4) 交付申請の取下げについて、次に掲げる事由があるときは、交付申請がなかったものとみなし、知事は、要綱第7条所定の取下書を提出させず、直ちに交付申請者に対し、添付書類を返戻する。ただし、天災地変その他交付申請者の責に帰すべき事情がないときは、この限りでない。

ア 知事が定める申請の期限を超えたとき、又は必要な書類を提出できないとき

イ 申請事項及び添付書類に対する質問に対し、知事が指示する期限まで、交付申請者より適切かつ妥当な回答がないとき

#### 2. 計画変更、中止又は廃止等手続関係

知事は、天災地変その他の補助金交付決定後に生じた特別の事情が認められるとき、要綱第9条に基づき要綱第18条による必要な行為をするよう補助事業者に対して指示することができる。

### 第4 事業遂行状況報告手続等

要綱第10条及び第11条に関する事項については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要綱第10条の遂行状況報告書(以下「報告」という。)の提出期限は、次に定めるとおりとする。なお、

土日、祝祭日となる場合は、その翌日までとする。ただし、知事が別に指示するときは、この限りでない。

ア 4月から6月までの第1四半期の報告は、9月20日までとする。

イ 7月から9月までの第2四半期の報告は、10月20日までとする。

ウ 10月から12月までの第3四半期の報告は、1月20日までとする。

エ 1月の報告は、2月20日までとする。

(2) 要綱第11条の事業実績報告書(以下「実績報告」という。)の取扱及び提出期限は、次に定めるとおりとする。なお、土日、祝祭日となる場合は、その翌日までとする。ただし、知事が別に指示するときは、この限りでない。

ア 前項の報告のうち期限を徒過した報告は、これを実績報告に記載することはできないものとする。

イ 2月及び3月の報告は、実績報告の作成に含めるものとする。

ウ 実績報告は、3月10日までとする。

(3) 要綱第13条で定める概算払の手続は、次に定めるとおりとする。なお、土日、祝祭日となる場合は、その翌日までとする。ただし、知事が別に指示するときは、この限りでない。

ア 概算払の算定対象となる報告は、(1)のア及びイの報告であり、かつ(2)のアに該当しない報告とする。

イ 概算払の支払い額は、アの実績額に対して知事が配分額を決定する。

ウ 概算払の請求は、知事が送付する請求書を確認し、押印した請求書を毎年度12月1日までに知事に提出する。

エ 知事は、前号の提出された請求書に基づき概算払を、毎年度12月末までに支払いを完了する。

(4) 報告又は実績報告は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 補助金算定の根拠となる支払運賃実績が確認できる書類

イ 補助事業者と物流事業者が相互に確認した出荷実績を証する書類

## 第5 その他の執行上の取扱

本事業は、要綱及び本要領の定めによるほか、適正かつ円滑な執行を図るため、その他の必要な事項を別に定めることができる。

### 附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 第2の3の(1)に定める物流合理化計画(要綱第4条関係)は、次のとおり適用する。

(1) 沖縄県農業協同組合、沖縄県花卉園芸農業協同組合、及び旧要綱第7条に基づき令和3年度の交付決定を受けた者ではない者(以下「新規事業者」という。)は、令和4年度から適用する。

ただし、旧要綱第7条に基づき令和3年度に交付決定を受けた者で、知事が定める特例(要綱附則4)に該当しない者は、「みなし新規事業者」とする。なお、沖縄県農業協同組合、沖縄県花卉園芸農業協同組合及び、みなし新規事業者は、令和4年度に限り、令和4年9月30日までに物流合理化計画を提出することを条件に、要綱第5条の交付申請をすることができるものとする。

(2) 上記の者以外で令和4年度実績が1,000トン以上である要綱別表第4の食品流通事業者は、令和5年度から試行的に適用する。ただし、これを作成するため必要な準備が整っていない等の相当の理由があるときは、この限りでない。

(3) 令和6年度以降は、全ての交付申請を予定する者に適用する。

3 要綱附則4の(2)で定める者は、この要領の定めにかかわらず、農林水産物流通条件不利性解消事業補助金交付要綱第7条に基づき令和3年度の交付決定を受けた者に対する補助金交付の手続の例によるものとする。

4 第3の1の(1)のエ及びオの添付書類は、以下の事業年度から適用する。

(1) 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類については、令和5年度より適用する。

(2) 青色申告事業者であることを証する書類については、令和6年度より適用する。